政　令

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十一号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和三年十一月三十日」を「令和四年十一月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　林　芳正

府　令

○内閣府令第七十号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年十一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（理財課の所掌事務） **第二十二条**　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～二十二　略］ 二十三　犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく検査（同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項に係るものに限る。）に関すること。 ［二十四～三十九　略］ （検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　［略］ 二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第四十条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査 三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） ［イ～ワ　略］ ［号の細分を削る。］ カ～ラ　［略］	（理財課の所掌事務） **第二十二条**　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～二十二　同上］ 二十三　犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく検査（同法第二条第二項第三十七号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項に係るものに限る。）に関すること。 ［二十四～三十九　同上］ （検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　［同上］ 二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第四十条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査 三　次に掲げる者の検査（ヨからムまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） ［イ～ワ　同上］ カ　金融サービス仲介業を行う者及び認定金融サービス仲介業協会 ヨ～ム　［同上］